
監査だより Vol.16

岩手県監査委員事務局 平成24年7月発行

☆ **監査委員事務局長からのメッセージ** ☆

復興元年も第2四半期。各監査対象機関におかれては組織体制等厳しい環境の中、それぞれのミッションの達成に向け、鋭意取り組んでいることと推察します。

当事務局でも、今年度は、昨年度実施できなかった沿岸部の公所を含め、全323機関について定期監査を実施すべく、4月半ばから予備監査をスタート、第1四半期で32.8%(本監査は11.8%)を実施したところです。今年度は、特に沿岸部については復興の支障とならないよう留意しつつ実施していますが、各機関のご理解により順調に推移しています。この場を借りてお礼申し上げます。

さて、最近の監査の結果ですが、現行基準によっている平成18年度以降、一機関当たりの指摘・注意件数は、21～23の最近3か年度が約0.4～0.5件と、それ以前の2倍の高い水準で推移しています。内容は、旅費や諸手当の算定誤り、支払遅延などの支出事務に係るものと、調定の遅延や証紙収納額の報告誤りなど収入事務に係るもので大半を占めています。

これらは、出納局の会計検査で指摘されたり、会計事務研修でも取り上げられたりする一方、いわゆる不適切経理問題を受けた年4回の会計自己点検でもその対象とされているものです。

にもかかわらず、依然として同じような指摘が相当数見受けられます。

要因としては、受検する公所の体制や職員の習熟度の問題と、監査する側の監査能力等が絡み合っているものとも考えられますが、総じて各機関の組織としてのチェック能力の低下が懸念されます。

そして、今般、委託業務に係る積算ミスが大きな問題となりました。

震災以降、業務量の増大など職員の物理的・精神的負担が増えていると推測されますが、そういう中にあってもこのような他に影響するミスを含め、不適正な会計処理、法令違反、無駄な支出などは許されないことは言うまでもありません。

対策として、チェック体制の再構築や研修の実施等、組織としての取り組みを強化することはもとより、加えて、それぞれの職員が、役割に応じ一見無駄に思われるものまで含めた幅広い周辺知識とチェックの感覚を身に着けること、チョツとした労を惜しまないことが大事だと痛感したところです。

監査では、今年度、こうしたミスや不適切な事務処理、その他の不祥事や重大事故の防止・リスクの軽減に向けた内部統制の状況についても重点項目として聴取しています。

復興が本格的にはじまる中、県民はもとより、国の内外から寄せられている多くの支援を裏切ることがないように、組織をあげて内部統制を有効に機能させ、適正な事務処理に心がけていただくよう願ってやみません。

監査委員事務局長 門口 正雄



☆ 最近の予備監査事例から ☆

同じような事例がないか、チェックしてみてもいいでしょうか？

予備監査で見つかった不適切な事務処理事例についてその内容を紹介します。
同じような事例はありませんか。未然防止のため、チェックしてみてください。



今年度も重要物品情報の未登録が散見！

物品の取得、管理又は処分の不適當（注意）

前々回の「監査だより」でも掲載しましたが、今年度の監査においても、「重要物品情報の未登録」が散見されます。

重要物品の取得・管理・処分に当たっては、充分留意してください。
なお、購入したものだけでなく、寄付採納されたものでも該当する場合は登録する必要があります。
今一度、確認してみてください。

※ 重要物品（物品管理規則第2条第5号）

- ・ 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車（二輪自動車及び三輪自動車を除く。）、大型特殊自動車及び小型特殊自動車
- ・ 総トン数3トン以上20トン未満の船舶で動力機関を有するもの
- ・ 備品及び動物のうち、取得時の価格が100万円以上のもの

委託業者に使用させた物品を管理していますか？

物品の取得、管理又は処分の不適當（指摘又は注意）

業務委託において、業務に必要な物品を県が購入し、業者に使用させる場合があります。

その際、委託業者に対し、委託期間中当該物品を適正に保管・使用させるとともに、委託期間終了時には、備品の場合は当然返還させる必要がありますし、また、消耗品の場合でも在庫が存在していた時は、県への返還など適切な処理をさせる必要があります。

〔事例〕 道路除排雪業務委託に使用させた県購入の凍結防止剤が、業務委託終了時に未使用で多量に委託業者に残っていたにもかかわらず、県に返還させることなく、あるいは保管依頼等の文書の取り交わしもなく委託業者に保管させている事例が多くみられました。



上記事例以外の委託でも、同様なケースが想定される場合は、留意してください。

個人未収金の債権管理を適切に行って

いますか？（企業会計・病院事業）

その他財産管理の不適当（注意）



毎月の未収金整理簿、試算表、原符の突合を怠ってはいませんか。
必ず各整理簿等の突合や確認をして医療局担当課へ毎月「個人未収金状況報告書」により報告してください。

一度怠ると大変な作業が発生しますので、毎月確実にいき、担当者任せではなく、チェック体制の確立も行ってください。

〔事例〕 毎月の未収金整理簿、試算表の突合を怠ったために、内容が不明な個人未収金が発生し、償却処分をしているものがありました。

☆ 優良事例の紹介 ☆

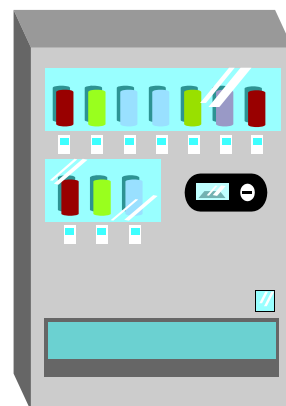
《 自販機設置に公募制を試行導入 》

県有施設への自動販売機の設置に当たって、税外収入、設置事業者選定の公平性・透明性を確保するために、管財課の主導で、公募制が試行的に導入されました。

従来は、行政財産使用許可を適用して設置していたものを、平成24年度以降順次、行政財産貸付けを適用した公募制に移行し、条件付一般競争入札に付すこととしています。

平成24年度は、各警察署及び県庁舎など29施設85台が行政財産貸付けとなりましたが、これによって、施設によりませんが、従来の行政財産使用料と比較して平均約25倍の行政財産貸付料となり、税外収入の増加に寄与しています。

今後、他の施設への拡大が期待されます。



☆ 平成24年度行政監査(特定テーマ)の実施について ☆

監査委員は、財務に関する監査のほか、特定のテーマを設定し、その行政事務の執行について監査する“行政監査”を実施しています。

平成24年度は、県が加入している団体への負担金の状況を調査し、団体加入を県の行政事務に活かすよう促すことを目的として、「**県が加入する団体への負担金について**」をテーマとして実施する予定です。

今後、実施の詳細を決定した上で、各機関に行政監査調書の作成を依頼することとしております。その際は、ご対応をよろしくお願いいたします。